

# 母子父子寡婦福祉資金貸付のしおり

## 1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の概要

母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低利又は無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的としている制度です。

借入金ですので、返済の計画をきちんと立てて無理のない範囲でご利用下さい。

## 2 貸付対象

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及びそれに準じる方を対象としています。また、お子さんの修学や就職のための資金はお子さん本人が借りることもできます。

一定の基準や事情を考慮してお貸しするものですので、詳しくはお住まいの市町村の窓口にご相談下さい。

## 3 申し込みに必要なもの

貸付申請書

戸籍謄本

住民票謄本（同居している全員のもの）

申請者、申請者の生計同一扶養義務者、連帯保証人の所得証明書・納税証明書

個人番号カード若しくは個人番号通知カード及び身分証明書（運転免許証等）

その他必要な書類（窓口でご相談下さい。）

## 4 貸付金の交付日

毎月20日前後に指定された金融機関に入金されます。

（月額が定められている資金は、4，7，10，1月に3ヶ月分を入金）

※相談から送金までは時間がかかります。余裕を持ってご相談ください。

## 5 借受中の届出事項

貸付金を借り受けた後、借主、児童又は連帯保証人の事情がいろいろ変わる場合があります。その場合、お住まいの市町村で手続きをしてください。手続きが必要な主なものは以下のとおりです。

- ・借主、修学児童、連帯保証人の住所や氏名、電話番号が変わったとき
- ・修学児童が退学、休学、転校、死亡したとき
- ・借主が結婚、死亡、修学児童を扶養しなくなったとき
- ・貸付の辞退又は増額、減額を希望するとき
- ・償還方法の変更を希望するとき
- ・連帯保証人の変更を希望するとき
- ・他の奨学資金を借りることになったとき

## 【問い合わせ先】

お住まいの市町村児童福祉主管課又は県各総合支庁福祉担当課



修学資金貸付限度額（月額）一覧表

単位：円（令和3年4月1日から適用）

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院 （修士・博士前期課程）	国公立	自宅通学のとき	132,000	132,000			
		自宅外通学のとき	132,000	132,000			
	私立	自宅通学のとき	132,000	132,000			
		自宅外通学のとき	132,000	132,000			
大学院 （博士後期課程）	国公立	自宅通学のとき	183,000	183,000	183,000		
		自宅外通学のとき	183,000	183,000	183,000		
	私立	自宅通学のとき	183,000	183,000	183,000		
		自宅外通学のとき	183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			51,000	51,000			

※母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通

※扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

【以下のような場合は貸付を受けることができません】

○申請者又は同居家族の収入が最も高い者（扶養義務者）の収入が、以下の額以上である方

扶養親族等の数	申請者所得	扶養義務者所得
0人	2,342,000円	6,216,000円
1人	2,722,000円	6,465,000円
2人	3,102,000円	6,678,000円
3人	3,482,000円	6,891,000円
4人	3,862,000円	7,104,000円
5人	4,242,000円	7,317,000円

○本資金の償還計画額と自動車ローン及び各種クレジット等の他債務の1ヶ月当たりの返済額（半年賦、年賦のものは月賦に換算）の合計が、申請時の月収の20%を超えることになる方

○各種租税及び公共料金等を滞納している方

○過去に自己破産をしている方、又は自己破産手続き中、債務整理中の方

○償還が見込まれないと判断される方